

東金市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

東金市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年東金市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「17,500円」を「14,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の東金市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成31年4月以後の月分の政務活動費について適用し、同年3月分までの政務活動費については、なお従前の例による。